

核兵器禁止条約発効を契機とし、核兵器のない世界の実現に向けて、  
主導的役割を果たすことを求める意見書（案）

2017年7月に国連で採択されて以来、その批准国が50か国を超え、長年にわたり市民社会がその実現を望み続けてきた歴史的な核兵器禁止条約が、2021年1月22日に発効された。

この条約により、核兵器というものが国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法のいずれにも反するものであり、核兵器の開発と実験はもとより製造と保有から使用と威嚇に至るまで一切の例外を許さず禁止され、核兵器は地球上に存在し続けてはならない兵器であることが明確に規定された。

1945年8月6日と9日、広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下され、唯一の戦争被爆国となった日本であるが、被爆者の皆様の熱意と市民社会からの支持と連帯により、核兵器禁止条約の発効へ大きな貢献を果たした。

横浜市は1987年、国際平和に関わる様々な取組が評価され、広島市、長崎市とともに国連からピースメッセンジャーの称号が授与され、それ以来、あらゆる核実験への抗議を重ねるとともに、平和首長会議の一員としても広島、長崎をはじめとする内外の都市と連携しながら、核兵器のない世界の実現を目指して取組を進めてきた。

横浜市会においても、2017年3月24日には核兵器のない世界の実現を強く求める決議を行い、決議文を核兵器禁止条約交渉会議に届けるとともに、2018年6月15日には全会一致で横浜市国際平和の推進に関する条例を制定し、これらを踏まえて市長は2018年10月15日に核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求めるヒバクシャ国際署名に署名した。

新型コロナウイルス感染症により世界中が深刻な危機に直面している今だからこそ、連帯の力で困難な局面を乗り越えるとともに、国家の安全保障という対立による悲劇を収束し、全ての人類に安全を守る方向へのかじ取りが求められる。

よって、国におかれては、核兵器保有国と非保有国の真の橋渡し役として主導的役割を積極的に果たされるよう強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日（議決年月日）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

横浜市会議長名